

扶桑町監査公表第4号

随時（財産管理）監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年5月29日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 近藤五四生

## 1. 監査の対象

扶桑町立学校給食共同調理場

## 2. 監査実施日

平成27年5月28日（木）

## 3. 監査の方法

扶桑町行政財産のうち、上記施設を抽出し施設が適切に管理されているかについて、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出を求め関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

## 4. 施設の概要

所在地 扶桑町大字柏森字平塚370番地の一部

概要 平成23年に新築取得した。

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建である。

土地面積は3,396.39 m<sup>2</sup>である。建物面積は2019.76 m<sup>2</sup>である。

## 5. 監査の結果及び意見

監査の結果、全体として施設は整備され清掃も行き届いており、おおむね良好に管理され運営されていた。